

# 四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託 仕様書

## 1 概要

企業のワーク・ライフ・バランス促進のための講師派遣の実施

## 2 目的

労働者一人ひとりが多様で柔軟な働き方を選択できるよう「働き方改革」が求められている中、育児・介護など家庭と仕事の両立や長時間労働の是正などが依然として課題であるため、企業における従業員のワーク・ライフ・バランスを進め、風通しがよく働きやすい環境づくりを促進する

## 3 履行期間

契約の日から令和9年3月25日まで

## 4 対象

四日市市内企業(20社、先着順とする)

## 5 履行場所

派遣先企業の希望に依る(四日市市内に限る。また、会場確保は派遣先企業が行うものとする)

## 6 研修の内容

派遣先企業と事前打ち合わせのうえ決定

【想定されるテーマ(一例)】

- ・働き方改革全般(ワーク・ライフ・バランスなど)に関する事
- ・職場改善に関する事
- ・コミュニケーションの向上に関する事
- ・ハラスメント防止に関する事
- ・生産性向上に関する事
- ・チームビルディングに関する事
- ・人事評価制度に関する事
- ・ダイバーシティ(多様な人材の活躍)に関する事

## 7 実施体制

- (1)本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること
- (2)実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、四日市市と緊密な連携、調整を図ること
- (3)業務の実施に必要な人員、講師を確保すること(実施責任者との兼務可)

- (4)研修の日時・場所・内容は、応募企業と講師が調整して決める
- (5)病気・事故等の障害により、講師の不能の事態が発生した場合には、受託者は派遣先企業及び四日市市に連絡の上、日程を再調整するか、当日の研修に支障のないよう速やかに代替の講師を派遣するものとする

## 8 講師の要件

講師は次の要件をすべて満たす者とする

- (1)業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の国家資格保持者であること(キャリアコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士等)
- (2)業務の実施に必要な水準の教授技術を有すること
- (3)企業を対象としたコンサルティング業務に従事した経験を有すること
- (4)「6.研修の内容」で例示した「想定されるテーマ」に関するテーマで、研修を実施することができること。なお、例示したテーマ以外でも、事業の目的の範囲内かつ派遣先企業から希望のある場合は、そのテーマで研修を行うことができること

## 9 業務内容

### (1)広報活動

広報については少なくとも下記を含むこととし、Web広告の具体的な内容、使用媒体等は企画提案書の広報計画に記載して提案すること

- ・紙チラシの作成(4,500部以上)、配布

【内訳】		
枚数	配布方法	配布主体
4,000 部以上	四日市商工会議所の広報誌折込サービス、または同等以上の広報効果の見込めるもの	受託者
500 部	企業訪問、セミナー等で配布	四日市市

- ・Web広告

### (2)事務局業務

- ・申込受付、問合せ対応、日程調整、その他申込企業(派遣先企業)との事務的な調整に関すること。

### (3)「働き方改革」認知向上を目的とした専用ランディングページの作成協力

#### 【注記】

当事業では、派遣講師による研修の効果を高めることを目的としたランディングページを作成する。ページは、「なぜ働き方改革が必要なのか」に気付き、関心を促す内容とし、動画(1本以上)や講師派遣の申し込みフォーム等を組み込んだものとする。ランディングページの作成及びサーバー管理、動画制作は、別途四日市市が選定・委託する業者(ウェブサイト構築業者)が行う。

- ・四日市市とウェブサイト構築業者との打ち合わせへ参加すること(3回程度)
  - ・研修の申し込みに至らずとも、市内企業が自社の課題や働き方改革の必要性に気付いてもらうことができる内容となるよう、積極的に提案を行うこと
  - ・ページ作成に必要な動画収録や素材提供に協力すること
  - ・テストページの確認・校正に協力すること
- (4) 事前打ち合わせ
- ・派遣先企業の担当者にヒアリングを行ったうえで、職場の現状分析と課題特定を行い、働き方改革に向けた組織改善が実現できるような研修テーマを提案すること
  - ・終了後、研修の日時・場所・テーマを四日市市に報告すること
- (5) 研修資料作成
- ・配布資料は研修実施日の2開庁日前までに提出し、内容確認を受けること
- (6) 研修実施
- ・1企業あたり1回、1.5時間～2時間程度の研修を実施する
  - ・応募企業の要望に応じて対面・オンライン・ハイブリッドのどちらにも対応するものとする
  - ・会場や機材の準備は、派遣先企業が行うものとする
  - ・適宜グループワーク、等を取り入れ、企業の課題解決や従業員のコミュニケーション促進の一助となる内容とすること
- (7) アンケート作成、実施、分析
- ・アンケートの内容については、四日市市と調整すること
- (8) 研修実施報告書作成
- ・研修1回ごとに、A4・4ページ程度作成するものとする
  - ・報告書に記載する事項は次の内容を含むものとし、PDFデータにて提出すること
    - ①研修のテーマ及びねらい
    - ②事前打ち合わせの内容
    - ③研修の概要
    - ④研修の様子を撮影した写真
    - ⑤受講者へのアンケート結果(満足度については、数値化すること)
    - ⑥派遣先企業担当者へのアンケート結果
    - ⑦総括
- (9) 事業実施報告書作成(研修20社分完了後、令和9年3月25日までに提出)
- (10) 上記(1)～(9)に付随または関連する業務

## 10 委託料の支払

委託料の請求及び支払いについては、以下のとおりとする。

- (1) 委託料は前金払1回および完了払とする。前金払については、契約締結後、請求書に基づき、委託料の30%以内を支払う。

- (2)受託者は、業務完了後、事業実施報告書を添えて、本業務に係る委託料を請求するものとする。
- (3)委託者は、(2)の規定による請求があったときは、履行確認の後、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- (4)業務完了時までに研修を完了した企業が20社に満たない場合、当初契約額のうち、上記「9 業務内容 (4)事前打ち合わせ～(8)研修実施報告書作成」に相当する費用を企業数に応じて減額精算し、変更契約を締結するものとする。減額幅は「不足社数 × 1 社単価」とする。ただし、事前打ち合わせや資料作成を行ったにもかかわらず研修完了に至らなかった企業がある場合は、受託者と四日市市が減額幅を協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

## 11 その他

- (1)この仕様書に定めのない事項については、受託者と四日市市が必要に応じて協議するものとする。
- (2)プロポーザルにおける提案書の内容及びヒアリングの回答は本契約に含む。

## 【 注意事項 】

### 1 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### 2 暴力団等不当介入に関する事項

#### (1)契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告示第 28 号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### (2)暴力団等による不当介入を受けたときの義務

①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### 3 障害者差別解消に関する事項

#### (1)対応要領に沿った対応

①この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

②①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### (2)対応指針に沿った対応

上記(1)に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。